

2026年3月16日

株主各位

東京都港区芝一丁目14番10号
佐鳥電機株式会社
代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之

剰余金の配当（臨時配当）に関する基準日設定公告

当社は、2026年3月31日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当（臨時配当）の支払いを受けることができる権利者と定めましたので、公告いたします。

以上